

## ○児童福祉施設における事故防止について

〔昭和46年7月31日 児発第418号  
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭  
局長通知〕

標記については、すでに従来から通知等により、たびたび注意を喚起してきたところであり、貴職におかれても管下の児童福祉施設に対し十分な指導を行なつておられることと思うが、先般、精神薄弱児施設の入所児童がキャンプ中にテントが燃えたため死亡するという事故があったほか、重症心身障害児施設、保育所等において死亡事故などが発生したことは、まことに遺憾である。

とくに、夏季においては、水泳、キャンプ等の行事が多く、水の事故をはじめとした児童の不慮の事故が起こりやすい時期であるとともに、赤痢、食中毒等が多発する時期でもあるので、下記事項に留意のうえ、貴管内の児童福祉施設従事者および関係者の注意を喚起され、いやしくも施設従事者の不注意などによる事故が発生することのないようより一そう指導の徹底を図られたい。

なお、万一不慮の事故が発生した場合には、適切な処置をとるとともに、速やかに本職まで詳細をご報告願いたい。

### 記

- 1 児童福祉施設においては、入所児童の習癖、性向などについてつねにその実態を把握し、指導にあたっては、個人差に即したものにするなど適切な配慮をすること。
- 2 児童福祉施設従事者の研修、訓練に努め、児童処遇上必要な知識・技能の向上を図ること。
- 3 消防署、警察、病院等関係機関との連絡を密にして、緊急の場合には、適切な協力体制がとれるよう配慮すること。
- 4 その他児童福祉施設最低基準の趣旨、目的を尊重するなど児童の安全管理に努めること。